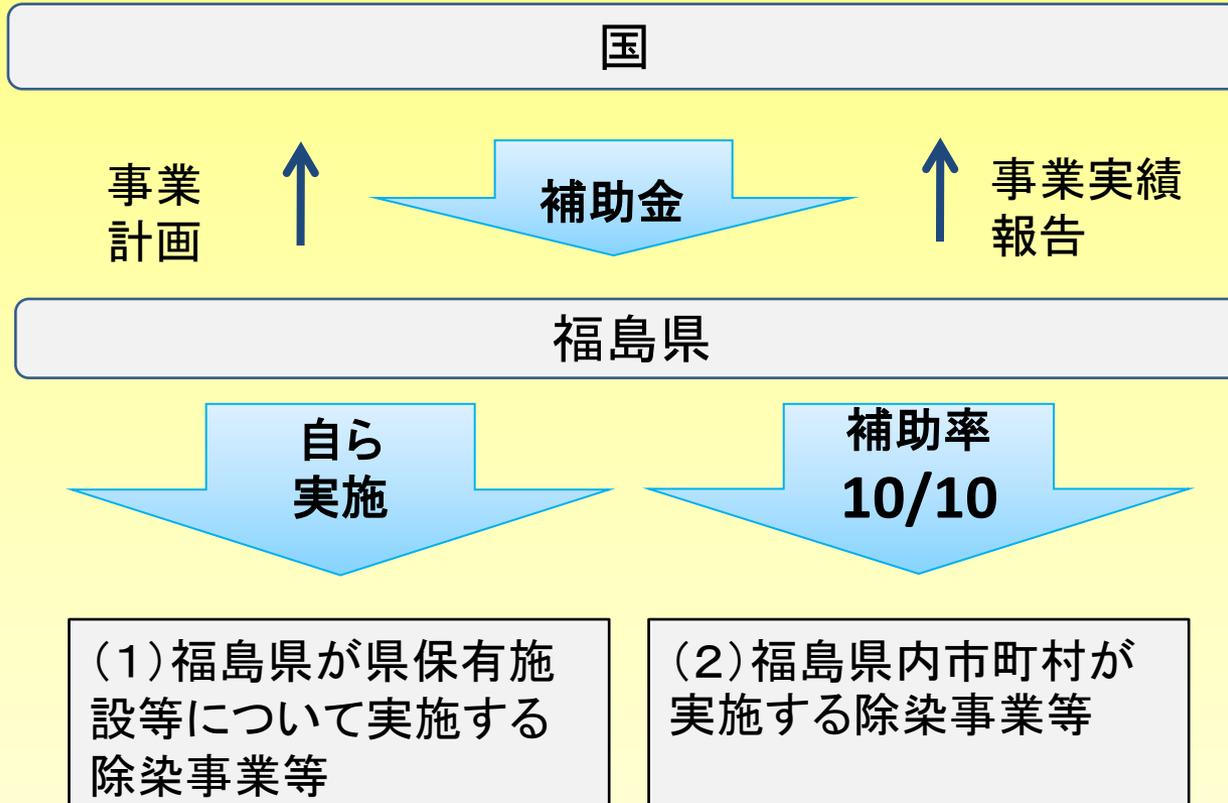


放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 (地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置)

平成25年度
補正予算額
80,000百万円

- 内閣府及び環境省が基金を造成（既造成額：約3,567億円（平成24年度まで））
- 放射性物質汚染対処特措法に基づき策定された除染実施計画に基づき実施する除染事業等に対して交付（補助率10/10）を行う。



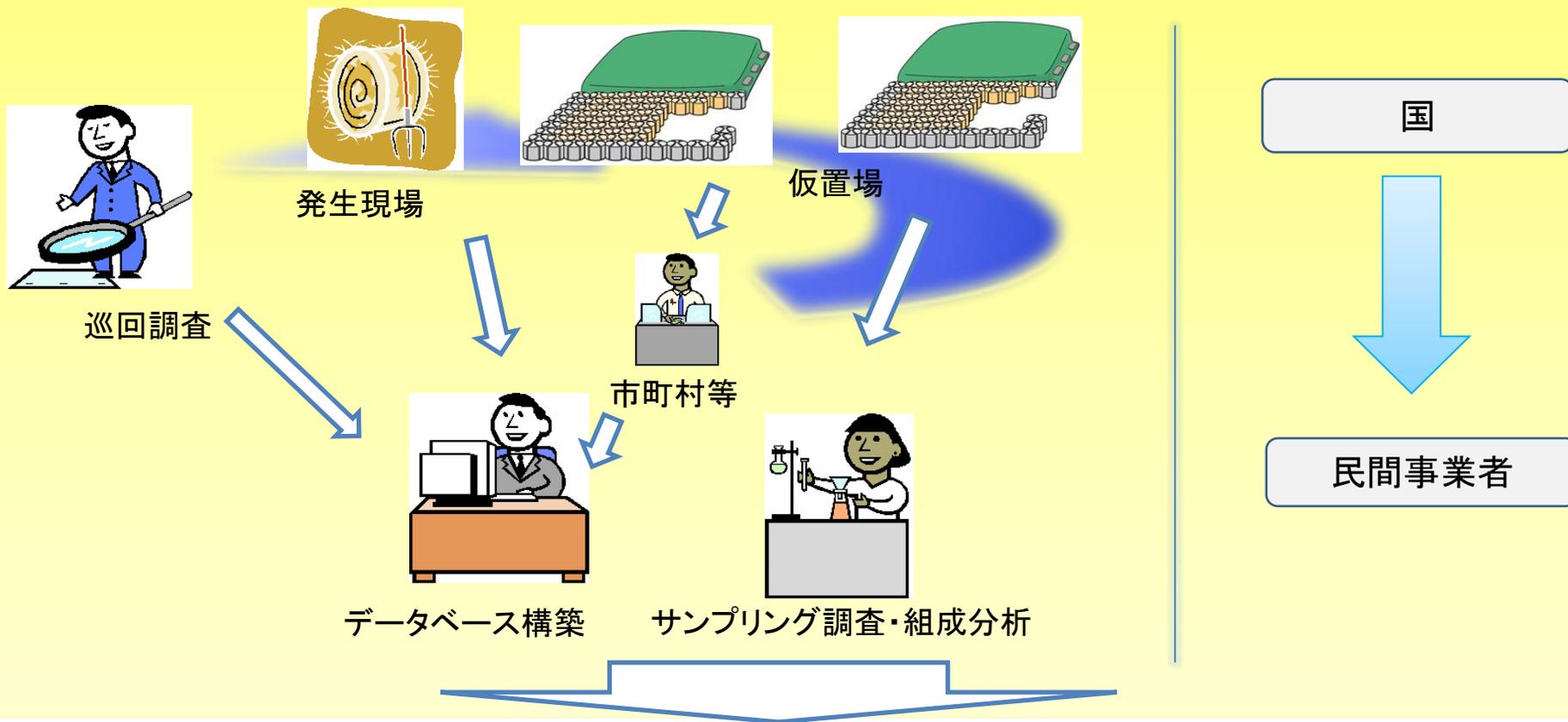
＜事業の対象となる地域＞
福島県内の汚染状況重点調査地域に指定された市町村が策定する除染実施計画に位置付けられた除染実施区域

＜対象となる経費＞
除染に係る事業、除去土壌等運搬費用、設計に要する経費、モニタリング経費、原形復旧措置等作業費、仮置きに係る土地賃借料・用地補償費、事務費 等

放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 (除去土壌等処理加速化データベース整備事業)

平成25年度
補正予算額
407百万円

- 除染に伴って発生した除去土壌や、放射性物質に汚染された廃棄物は、福島県内の発生現場や仮置場等に保管されているが、現在は情報が統合管理されておらず、また、除染の実施や汚染廃棄物の処理の進捗に伴い、仮置場等における保管状況の把握が必要である。
- 本事業において、除去土壌や汚染廃棄物を安全かつ確実に処理するための基盤となる、保管状況や性状を一元的に管理するデータベースの作成や仮置場等の巡回調査を行う。



除去土壌や汚染廃棄物の安全かつ確実な処理